

港区旅館業法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第七条 省令第四条の二第三項第二号の規定による区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 到着年月日</p> <p>三 出発年月日</p> <p>四 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第一号様式・第二号様式 (略)</p> <p>第三号様式 (別紙のとおり)</p>	<p>(前略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第七条 省令第四条の二第三項第二号の規定による区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前泊地</p> <p>三 行先地</p> <p>四 到着日時</p> <p>五 出発日時</p> <p>六 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第一号様式・第二号様式 (略)</p> <p>第三号様式 (別紙のとおり)</p>

- 第四号様式 (別紙のとおり)
- 第四号様式の二 (略)
- 第四号様式の三 (別紙のとおり)
- 第四号様式の四 (別紙のとおり)
- 第五号様式・第六号様式 (略)
- 第七号様式 (別紙のとおり)
- 第八号様式 (別紙のとおり)
- 第九号様式 (別紙のとおり)
- 第十号様式 (略)
- 第十一号様式 (別紙のとおり)
- 第十二号様式 (別紙のとおり)
- 第十三号様式・第十四号様式 (略)

付 則

- 1| この規則は、公布の日から施行する。
- 2| この規則による改正後の港区旅館業法施行細則第七条の規定は、  
この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)の施設に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。以下同じ。)を開始した者について適用し、  
施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一

- 第四号様式 (別紙のとおり)
- 第四号様式の二 (略)
- 第四号様式の三 (別紙のとおり)
- 第四号様式の四 (別紙のとおり)
- 第五号様式・第六号様式 (略)
- 第七号様式 (別紙のとおり)
- 第八号様式 (別紙のとおり)
- 第九号様式 (別紙のとおり)
- 第十号様式 (略)
- 第十一号様式 (別紙のとおり)
- 第十二号様式 (別紙のとおり)
- 第十三号様式・第十四号様式 (略)

の旅館業の施設に宿泊している者を含む。( ) については、なお従前の例による。